

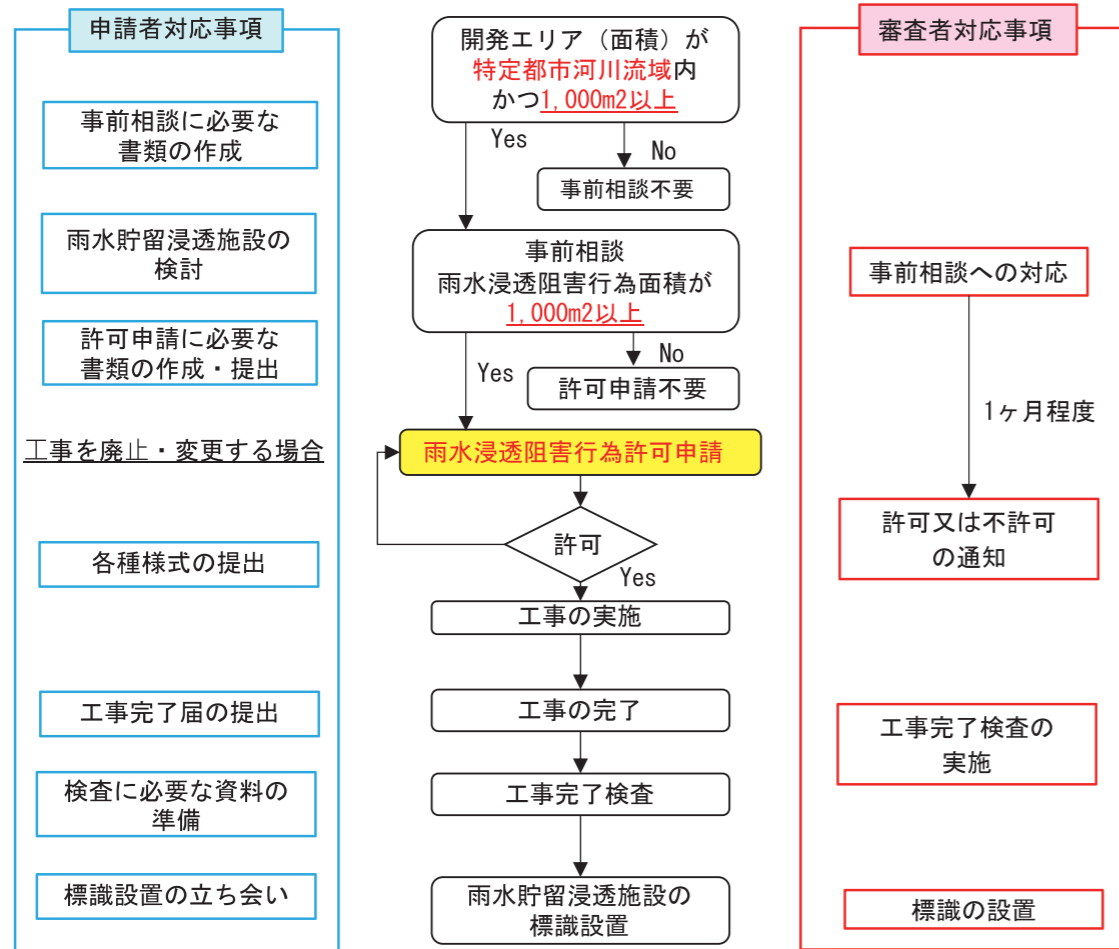
## いつまでに許可が必要？許可を受けずに雨水浸透阻害行為をしたら？

雨水浸透阻害行為に関する工事は、許可を受けるまで着手することはできません。  
 なお、行為の内容により異なりますが、申請の事前相談から許可の通知まで、少なくとも**1ヶ月程度が見込まれる**ため、十分に期間の余裕をもってご対応されるようお願いいたします。  
 許可を受けずに雨水浸透阻害行為をした者には、法律<sup>\*</sup>により、罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）が設けられています。

※特定都市河川浸水被害対策法第85条

## 雨水浸透阻害行為の許可に必要な手続の流れ

雨水浸透阻害行為の対策工事として雨水貯留浸透施設を設置する場合は、まず事前相談を行い、必要に応じて許可申請を行うことになります。



### 【参考URL】

○国土交通省 特定都市河川の指定による流域治水の本格的実践  
<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/index.html>



- 【問合せ窓口】**
- ◆都谷川流域への特定都市河川浸水被害対策法の適用に関する問合せ  
 愛媛県南予地方局 大洲土木事務所 事業管理課 TEL: 0893-24-5121
  - ◆大洲市内の雨水浸透阻害行為の許可申請に関する問合せ  
 愛媛県 土木部 河川港湾局 河川課 TEL: 089-912-2671  
 大洲市 建設部 都市整備課（指定日以降窓口） TEL: 0893-24-1719
  - ◆肱川の河川整備全般に関する問合せ  
 四国地方整備局 大洲河川国道事務所 工務第一課 TEL: 0893-24-5188

# 令和5年4月1日を目標に 都谷川を特定都市河川に指定します。

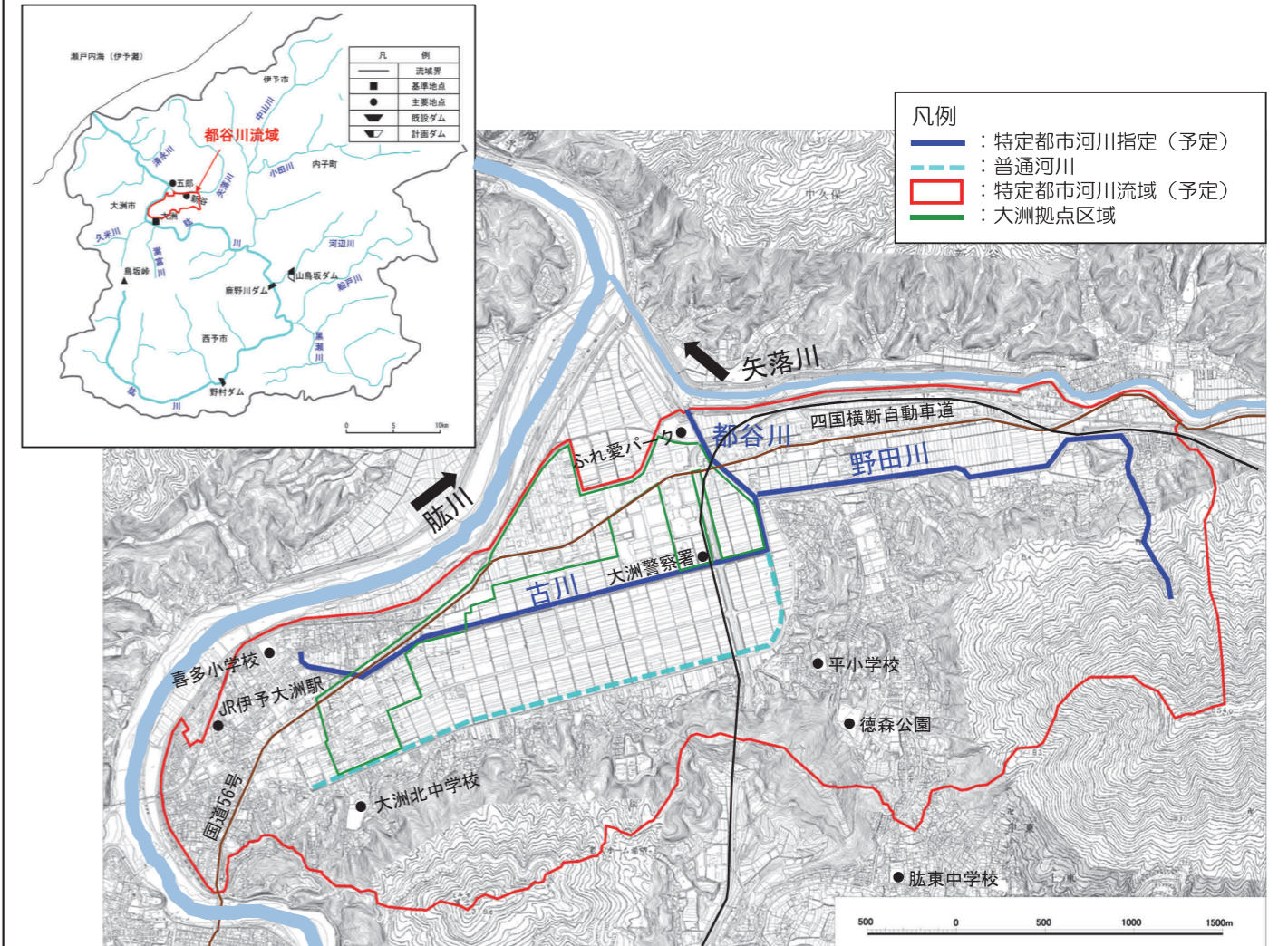
東大洲を流れる都谷川について  
 特定都市河川の指定に向けた手続きを進めています

## 「特定都市河川」指定の目的

特定都市河川とは、接続する河川の水位が高い際、支川からの排水が困難な河川等を指定するもので、この河川の流域において、県・市・国が総合的な被害軽減対策を推進します。

令和3年の法改正により、東大洲を流れる都谷川が指定可能となったため、指定に向けた手続きを進めています。

## 都谷川特定都市河川及び特定都市河川流域



雨水浸透阻害行為を行う地域が特定都市河川流域内である場合には、まずは問合せ窓口にご相談下さい。（詳細は裏面に）

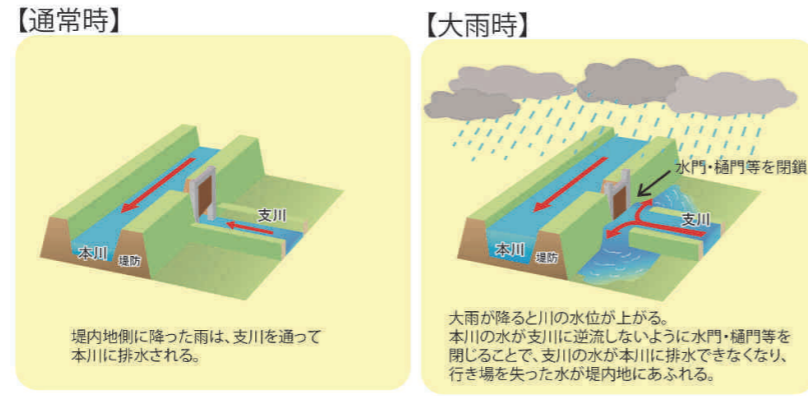
## 現在の都谷川流域の状況と被害軽減対策について

現在、肱川では平成30年7月豪雨災害の再度災害防止対策を進めており、東大洲地区でも激特事業により、ふれ愛パーク北側の暫定堤防のかさ上げ工事が完成間近となっています。

この堤防整備により、肱川からの越水（外水）による被害を軽減することにあわせて、今後は支川である都谷川の排水樋門の閉鎖等による内水氾濫に対して、「流域治水」の考えを取り入れて、流域全体で被害軽減対策を進めていきます。



東大洲地区浸水状況（平成30年7月）



内水氾濫発生メカニズム

## 「特定都市河川」に指定されると？

- 指定後、速やかに県・市・国等で組織する法定協議会を設立し、被害軽減対策を進めるための流域水害対策計画を策定します。
- この計画に基づき、河川整備等のハード対策に加え、流出抑制対策や水害リスクを踏まえた土地利用等のソフト対策も活用して、効果的な被害軽減対策を進めていきます。
- 流出抑制対策として、特定都市河川流域内では、山林や畑地等の雨水貯留効果を保全し、河川への流出量を抑制していきます。  
※この効果を維持するために、1000㎡以上の開発の際には雨水貯留浸透施設の設置が必要になる場合があります。詳細は次ページをご覧ください。



「流域治水」の考えを取り入れた  
特定都市河川・流域での様々な被害軽減対策（イメージ）

## 許可が必要な雨水浸透阻害行為とは？

特定都市河川流域内では、水災害に強い地域づくりの一環として、流域内の土地の浸透力を低下させるおそれがある行為＝雨水浸透阻害行為を1000㎡以上の面積で行う場合、許可が必要となり、行為前の流出雨量より増加しないよう対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）が義務付け※られています。

※特定都市河川浸水被害対策法第30条

### 雨水浸透阻害行為の例

1. 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更
2. 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置
3. ローラー等により土地を締め固める行為
4. 土地の舗装（不透水性の材料で覆うこと）

### 対策工事（雨水貯留浸透施設）には、どのようなものがある？

- **雨水貯留施設**には、公園や駐車場などの地表面に貯留するタイプと、建物の地下に貯留するタイプがあります。貯留した雨水をポンプで汲み上げて散水等の雑用水として利用することも可能です。
- **雨水浸透施設**には、浸透ますや浸透トレンチ（溝）、透水性の舗装などのタイプがあり、浸水被害を防止・軽減するとともに、地下水の涵養にも効果があります。
- なお、貯留施設と浸透施設を組み合わせ、1つの対策工事として実施することも可能です。

貯留・浸透施設の例	浸透施設の例
<p>雨水貯留タンク 雨水浸透ます 不用浄化槽転用施設</p> <p>引用：流域治水施策集</p>	<p>浸透ます</p> <p>浸透トレンチ（溝）</p>